

平成 16(2004)年 2 月 27 日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター
事務局長 網代 太郎 様

姫路市保健所長



化学物質過敏症に関する保健所についての要望（回答）

平成 16(2004)年 1 月 19 日付けで要望のありました標記の件について、下記のとおり回答致します。

記

要望 1 について

平成 11 年以降、保健所衛生課では職場内研修や各種会議等において、化学物質過敏症・シックハウス症候群に関する研修や情報交換を行っていますが、対象を保健所関係職員に拡大し、引き続き理解を深めるよう努めていきます。

要望 2(1)について

公共施設の管理者に文書を配布する等の情報提供について検討します。

要望 2(2)について

一般営繕施設については建築基準法に基づいて施工するとともに、平成 15 年以降、使用前にホルムアルデヒドの測定を行い、基準に合致していることを確認しています。使用する建材についても、有害物質の含有量の少ないものを選定する等、シックハウス対策に努めています。

要望 2(3)について

現在、市役所(本庁)・学校は分煙、保育所・図書館は施設内禁煙となっています。保健所においては分煙対策をとっていましたが、平成 15 年 1 月より館内禁煙としました。その他の出先機関については、昨年、実態調査を行い、その結果を踏まえて各施設長に分煙・禁煙を働きかけています。

要望 3 について

平成 15 年度に姫路市教育委員会がシックスクール実態調査を行い、高数値が検出された学校については原因調査や換気口の設置等の対策を実施して改善を確認しました。平成 16 年度は、昨年

度にホルムアルデヒドで高数値が検出された施設について、夏季に通常授業状態での濃度測定を行う予定であり、今後もシックハウス症候群の発症予防に取り組んでいきます。また、一部の学校については化学物質に敏感に反応する子供が十分な教育を受けられるよう対策を講じております。

要望4、5、6及び8について

当市では現在、化学物質過敏症と診断された市民を探知しておりませんが、今後発症者が出た場合に備え、関係部局と連携し対策を検討します。

要望7について

化学物質過敏症が疑われる市民から医療機関について問い合わせを受けた場合には、化学物質過敏症の診断が可能な近隣都市の病院を紹介する等しています。

要望9について

広報誌に化学物質過敏症に関する記事を掲載したり、市民講習会を実施する等して啓発活動を行っています。また、保健所に化学物質による市民の健康相談窓口を設置し、無料の空気環境簡易測定等を実施しています。

問い合わせ先

姫路市保健所衛生課 環境衛生担当

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

☎ 0792-89-1633